

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（趣旨） 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学学則</u>（以下「学則」という。）<u>第27条及び第40条の2</u>の規定に基づき、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則<u>第59条の2</u>に規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （大学間協議） 第2条 学則<u>第27条、第40条の2及び第59条の2</u>に規定する他大学等の協議は、次の各号に掲げる事項について、<u>東京学芸大学代議員会</u>の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該外国の大学等との事前協議を欠くことができる。 〔省略〕 （派遣の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願い出があった場合は、学長は、<u>国際交流推進委員会</u>の議を経て、これを許可する。 （履修期間） 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 〔省略〕 （単位の認定） 第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学則<u>第27条第2項（学則第40条の2第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定により、教務委員会の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。 〔省略〕 （派遣許可の取消し） 第10条 学長は、派遣学生が派遣の趣旨に反する行為等があると認められる場合は、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、当該他大学等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。 〔省略〕	（趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（以下「学則」という。）<u>第24条及び第42条</u>の規定に基づき、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則<u>第64条</u>の規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （大学間協議） 第2条 学則<u>第24条、第42条及び第64条</u>に規定する他大学等の協議は、次の各号に掲げる事項について、<u>教育研究評議会</u>の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該外国の大学等との事前協議を欠くことができる。 〔省略〕 （派遣の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願い出があった場合は、学長は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、これを許可する。 （履修期間） 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 〔省略〕 （単位の認定） 第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学則<u>第24条第2項（学則第42条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定により、教務委員会の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。 〔省略〕 （派遣許可の取消し） 第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められる場合は、<u>教務委員会</u>の議を経て、当該他大学等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。 〔省略〕

(入学の許可)

第12条 特別聴講生の入学の許可は、第4条に規定する委員会の議を経て、学長が行う。

〔省略〕

(検定料、入学料及び授業料)

第14条 特別聴講学生が国内の大学又は短期大学（以下この項において「大学等」という。）の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は、徴収しない。
 - (2) 国立の大学等の学生であるときの授業料は、徴収しない。
 - (3) 公立又は私立の大学等の学生であるときの授業料は、法令に定める額を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日高等教育局長裁定）に基づき、授業料を不徴収とすることの承認を得た協定締結大学からの学生であるときの授業料は、徴収しない。
- 2 特別聴講学生が外国の大学等の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、法令に定める額を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づき、検定料、入学料及び授業料を不徴収とすることの承認を得た協定大学からの協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。
- 3 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

〔省略〕

(入学の許可)

第12条 特別聴講生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

〔省略〕

(検定料、入学料及び授業料)

第14条 特別聴講学生が国内の大学又は短期大学（以下この項において「大学等」という。）の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は、徴収しない。
 - (2) 国立の大学等の学生であるときの授業料は、徴収しない。
 - (3) 公立又は私立の大学等の学生であるときの授業料は、別に定める額を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料は、徴収しない。
- 2 特別聴講学生が外国の大学等の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、別に定める額を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。
- 3 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。